

毎週火、金曜日発行（但休日相当は翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 鳥取県手数料徴収規則の一部改正
- ◇告示 基準看護の承認  
健康保険法の規定による保険医の登録  
建設業者の登録  
牛の結核病検査等の実施
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇正誤 昭和三十六年十月六日付け鳥取県人事委員会  
規則第三十七号中訂正  
昭和三十六年十月六日付け鳥取県人事委員会  
規則第三十八号中訂正

## 規則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

昭和三十六年十月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第四十九号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則  
第一号）の一部を次のように改正する。

別表一中「百九十七 二級技能検定手数料

第一次試験 四百円

第二次試験 四百円

建築大工 千 円

板金工 七 百 円

左 官 千 三 百 円

建具工 千 三 百 円」を

「百九十七 二級技能検定手数料

第一次試験 四百円

第二次試験

建築大工 千 円

板金工 七 百 円

左官 千三百円  
 建具工 千三百円  
 家具工 千三百円  
 木工塗装工 千三百円

附 則  
 この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百九十三号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基づく基準看護施設として、次のとおり承認した。

昭和三十六年十月十七日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

施 設	基 準	看 護	承 認 年 月 日	採 用 点 数 表
-----	-----	-----	-----------	-----------

鳥取県済生会境港病院	境港市米川町四七	看(一) 第一九号	一般一棟 七六床 結核一棟 二四床	昭和三六、九、一 甲 表
------------	----------	-----------	----------------------	--------------

鳥取県告示第五百九十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和三十六年十月十七日

氏 名	住 所	鳥 取 県 知 事	石 破 二 朗
大西 昭二	米子市道笑町三丁目一一三	登録の記号番号	登録年月日
	鳥医 八七六	昭和三六、一〇、三	

鳥取県告示第五百九十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年十月十七日

登録番号	登録年月日	鳥 取 県 知 事	石 破 二 朗
鳥取県知事登録 (と) 第二八五号	昭三六、九、三〇	名 称	主たる営業所の所在地
第五八三号	二六	茅野 工業(有)	米子市角盤町一丁目九六
第五八〇号	一六	(有) 持田水道工業所	道笑町三丁目三二
第七六八号	一〇、九	杉 浦 組	鳥取市川端二丁目九ノ二
			国安四九二
			杉浦 香居 土木工事
			持田 助一 管工事
			山崎 寿春 建設工事
			茅野 正治 建設工事

鳥取県告示第五百九十六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつ

て牛の結核病、ブルセラ病、ひな白痢並びにピロプラズマ病検査及びダニ駆除を実施するから、家畜伝染病予防

法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十六年十月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 牛の結核病、ブルセラ病並びにひな白痢及びピロプラズマ病予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - 牛の結核病並びにブルセラ病検査
  - 牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。

別表

一 牛の結核病並びにブルセラ病検査

- ひな白痢検査
- 鶏。種鶏及び同一構内で飼育する鶏。
- 牛のピロプラズマ病検査
- 牛。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法
  - 結核病検査 ツベルクリン皮内反応
  - ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び国際法
  - ひな白痢検査 ひな白痢急速診断法
  - 牛のピロプラズマ病検査 血液塗抹検査

ダニ 駆除 B・H・C 撒布

実施の期日	実施の区域	実施場所
第一次	第二次	
十月二十一日	十月二十四日	東伯郡東伯町浦安地区
		浦安家畜検診所

〃	二十三日	〃	二十六日	〃	上郷地区
〃	二十四日	〃	二十七日	〃	日野郡日南町石見地区
〃	二十五日	〃	二十八日	〃	東伯郡羽合町
〃		〃		〃	日野郡日南町石見地区

二 ひな白痢検査

実施期日	実施区域	実施場所
十月二十日	東伯郡羽合町長瀬	戸崎種鶏場
〃	大栄町青木	日置
〃	別所	佐伯
〃	由良宿	道祖尾
〃	赤碓町赤碓	鈴木
〃	尾張	浦辺
〃	倉吉市警若	石賀
〃	上大立	高間
〃	東伯郡北条町米里	福有
〃		田村

〃	倉吉市鴨河内	内田
〃	東伯郡東伯町八橋	近藤
〃	倉吉市下余戸	磯江
〃	東伯郡東伯町八橋	林原
〃	倉吉市八屋	天野
〃	下余戸	安長
〃	清谷	伊藤
〃	東伯郡東伯町八橋	山口
〃		林原
〃		徳本
〃	大栄町由良宿	道祖尾



00605

昭和三十六年十月六日付け鳥取県人事委員会規則第三十八号中次の個所について誤りがあつたので訂正する。  
 頁 段 行  
 11 上 終りから1  
 誤 定あられた給料月額に同条一号  
 正 定められた給料月額に同条第一号

初任給	備考
一三、八〇〇円	
一〇、八〇〇円	
九、四〇〇円	県警察学校の初任科を卒業した者の卒業した日における初任給は一〇、三〇〇円とする。

初任給	備考
一三、八〇〇円	
一〇、八〇〇円	
九、四〇〇円	県警察学校の初任科を卒業した者の卒業した日における初任給は一〇、三〇〇円とする。

00604

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十八号  
 臨時教育委員会を次のとおり招集する。  
 昭和三十六年十月十七日  
 鳥取県教育委員会委員長職務代行者 小田大吉

- 一日時 昭和三十六年十月二十日 午前十一時
- 二 場所 鳥取県教育委員会 会議室
- 三 議題
  - 1 公立学校職員の人事について
  - 2 その他

正 誤

昭和三十六年十月六日付け鳥取県人事委員会規則第三十七号中次の個所について誤りがあつたので訂正する。

頁 段 行  
 10 上段中 重複昇給  
 10 下 重複昇給  
 誤 正

初任給
一三、八〇〇円
一〇、八〇〇円
九、四〇〇円

初任給
一三、八〇〇円
一〇、八〇〇円
九、四〇〇円